



「市民の市民による市民のための地域運営」を実現するために、
新しい住民組織(市民会議)を立ち上げよう

2007年3月

社団法人 関西経済同友会
市民の自立と社会参画委員会

目 次

提言骨子	1
「市民会議」の組織図	2
提言	3
市民会議(仮称)の詳細	12
◇ 付属資料	
市川市の 1 % 支援制度について	18
◇ 活動状況 (平成 18 年度)	20
ヒアリング先	21
◇ 参考資料	
書籍・刊行物	22
ウェブサイト	23
入手資料一覧	24
◇ 正副委員長およびスタッフ名簿 (平成 18 年度)	26

関西経済同友会「市民の自立と社会参画委員会」提言骨子

提言の背景：

関西経済同友会は予てより大阪市の市政改革に強い関心を持ち、市政運営に対する要望・提言を行ってきた。一方、市政の主役たるべき市民側には「行政依存と同時に市政への関心の低さ」が指摘されている。市政改革を真に実効あるものとし、活力ある大阪を新生するためには、行政任せにしない自立した市民の存在が不可欠である。

当委員会は大阪の活性化にとり、「市政改革」と言わば車の両輪をなす「市民側の改革」につき提言を行うものである。

提 言：「市民の市民による市民のための地域運営」を実現するために、新しい住民組織（市民会議）を立ち上げよう

－大阪市民は、もっと自分のまちづくりに参画しよう

市民会議には地域のステークホルダー全て（住民、地縁団体、NPO、企業市民、行政）が参加し、地域の情報を共有して、課題を議論し、解決に向けて活動してゆく。こうした自立的活動により、市民の行政参画と社会参画が進展し、市民力がUPする。

大阪市民の市民力（活力）が高まれば、大阪の地域力（活力）が高まり、更には大阪の持つ地域ブランド価値が高まる。

－大阪市の企業市民は、積極的に地域運営に参画しよう

企業市民宣言：われわれ、大阪市にある企業とその社員は、大阪の企業市民としての自覚を持ち、地域への貢献を積極的に進めていく



市民会議活動計画

活動1：市民活動には、身近な窓口を設け、身近なマッチングを進める

－大阪市民は、もっと自分のまちに関心を持とう

活動2：市民（NPO）活動には、「市民税1%」支援制度を導入する

－大阪市をはじめとする行政は、市民（NPO）活動を積極的に受け入れ支援しよう

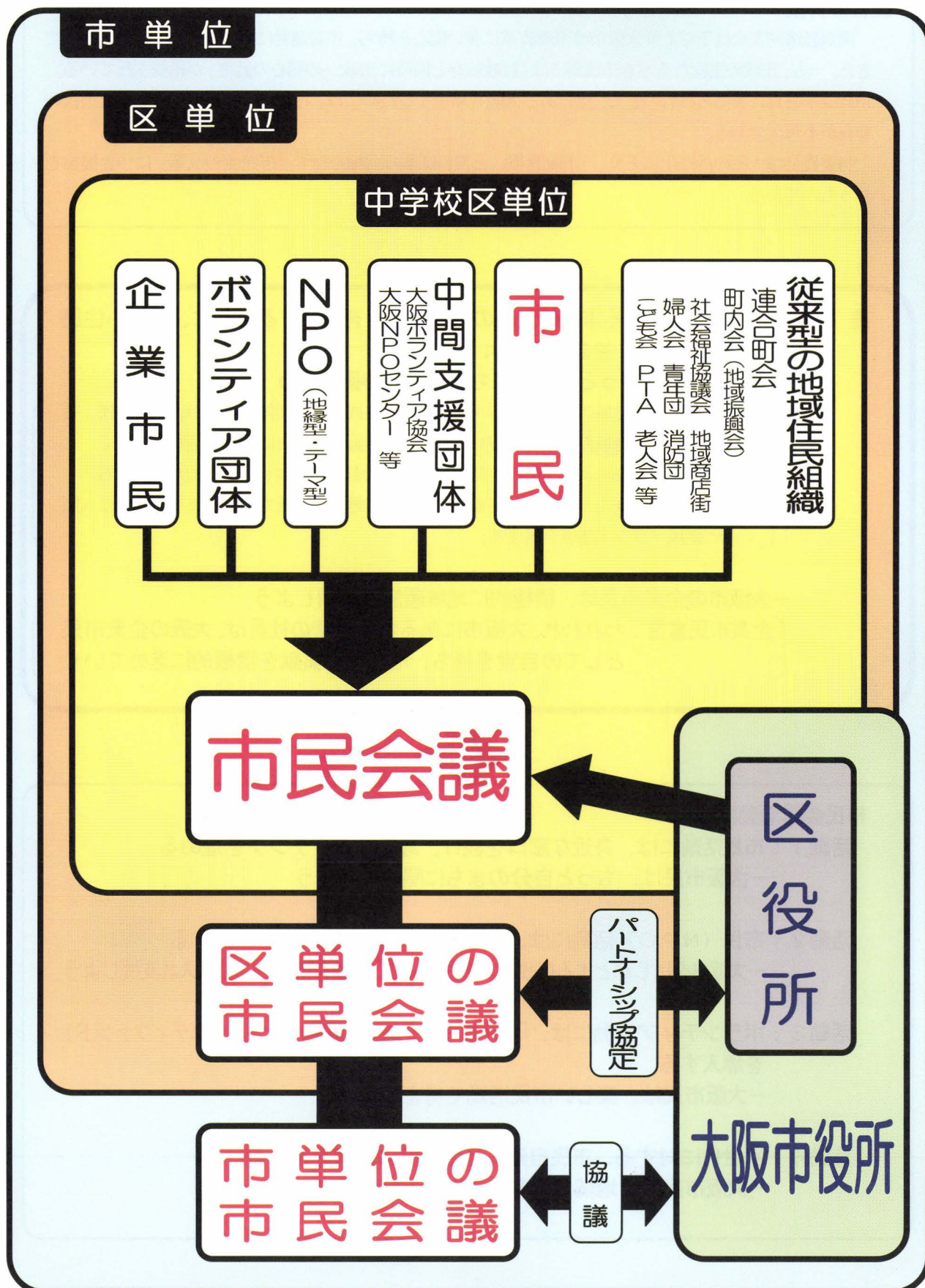
活動3：ボランティア活動には、「わがまちポイント（仮称）＋コミュニティファンド」を導入する

－大阪市民は、楽しい市民活動で得をしよう

活動4：次世代に対する、市民自治・社会貢献の教育を進める

－大阪市民は、地域ぐるみで次世代市民を育てよう

「市民会議」の組織図



提 言

【はじめに】

1. 「市民側の改革」は「市政改革」とともに必要

関西経済同友会は関西の活性化のための提言を行うと共に、その実行への橋渡しにも努めてきた。とりわけ財政破綻の危機にある大阪市の市政改革には強い関心を持ち、市政運営に対する要望書提出等に加えて平成 17 年度・都市経営改革委員会は大阪市交通局の完全民営化を提言している。

これは、関西が活性化するには大阪が活性化しなくてはならず、大阪が活性化するためには、大阪市政改革と元気な大阪経済が不可欠であることによる。

一方、市民側の対応は市長選、府知事選などの低投票率に象徴される如く主体性に乏しいとの批判がある。当委員会は大阪の活性化にとり、「市政改革」と言わば車の両輪をなす「市民側の改革」を検討するものである。

市民の主体性を高め自主・自立を促す社会参画については平成 16 年度・自立・参画社会構築委員会での検討を、また、その中核的手法の一つである NPO については平成 14 年度・地域主権・NPO 委員会での検討を、それぞれ引き継ぐものでもある。

2. 市民の自立と社会参画

市民の行政依存と市政への関心の低さは、自主・自立に欠ける点で表裏一体の関係にある。市政改革を真に実効あるものとし、活力ある大阪を新生するためには、行政任せにしない自立した市民の存在が不可欠である。市民の自立を促すと共に市民のための行政を実現する方法論として市民の行政参画制度が求められる。

3. 社会環境の変化と市民

市民の参画は政治・行政分野に限られたことではなく、現代社会の運営方法論としても重要である。少子・高齢化が急速に進み、更には人口減少も始まったわが国社会では全ての公共的サービスを「官」が行うことは困難である。他方でグローバル化、IT 化の進展にも直面しており、「官」のみでは多様化するニーズに対してシステムの、財政的にも対応できない。こうした社会環境変化に対応していくためにも、市民、グループ、行政、企業が手を結ぶ市民協働型社会の構築が重要なポイントとなっている。

4. 市民力をUPして活力ある大阪づくり

大阪市民は市民力を高めて、元気な社会、元気な行政、元気な経済を創りあげていかなければならない。そのため、大阪市民は、①住民として、ボランティアとして社会の活性化に寄与しなければならない（例えば、社会公益活動、まちづくりへの参画など）。②有権者として、納税者として行政の活性化に寄与しなければならない（例えば、選挙投票、議会監視、行政活動への参画など）。また、③消費者として、事業者として、労働者として経済の活性化に寄与しなければならない（例えば、勤労、地元消費、起業、商店街活性化への参画など）。

大阪市民の市民力（活力）が高まれば、大阪の地域力（活力）が高まり、更には大阪の持つ地域ブランド価値が高まる。市民力（活力）の源泉は、自立精神とソーシャル・キャピタル（信頼・規範・ネットワーク）である。大阪市民はこれらに一層磨きをかけなければならない。「今の大阪は市民自身が造りあげてきたし、これからの大阪も市民自ら創ってゆく」、という大阪の市民自治の伝統を守らなければならない。

【提言内容】

提 言：「市民の市民による市民のための地域運営」を実現するために、新しい住民組織（市民会議）を立ち上げよう

……大阪市民は、もっと自分のまちづくりに参画しよう

市民会議には地域のステークホルダー全て（住民、地縁団体、NPOなど市民活動団体、企業市民、行政）が参加し、地域の情報を共有して、課題を議論し、解決に向けて活動してゆく。こうした自立的活動により、市民の行政参画と社会参画が進展し、市民力がUPする。

大阪市民の市民力（活力）が高まれば、大阪の地域力（活力）が高まり、更には大阪の持つ地域ブランド価値が高まる。

提 言 意 義	・ 市民主体のまちづくり（住民自治）を推進できるように、全ての住民とステークホルダーが参加するプラットフォームを設ける。そこでは従来型の地域住民組織とNPOなど新たな市民活動組織が連携して地域の課題に取り組む。 ・ 防犯・防災、子育て環境、商店街の活性化など地域課題の多様化に対応し、市民が集い、主体的に考え、話し合い、解決へ向け行動していく環境を整える。 ・ 市民は行政が企画する素案に意見を述べるという受動的な参加だけではなく、市民自らが主体的に企画・立案に携わることが重要である。
現 状 認 識	・ 大阪市には町内会（地域振興会）の伝統があり、地域住民活動は活発であった。しかしながら、現在においては地域の高齢化、新住民の町内会不加入などの課題を抱えている。 ・ また、町内会以外にも子供会や婦人会など様々な地縁団体・組織があるが、各々各自の領域内の活動に止まっている、こうした縦割りの弊害をなくす必要もある。 ・ 一方で、大阪では新しい市民活動のスタイルであるNPO活動やボランティア活動も活発におこなわれており、これらを支援する中間支援組織も充実している。 ・ まちづくりを進めるためには、地縁団体とともにNPOなどの新しい力をもっと積極的に活用しなければならない。 ・ 大阪市もこうした方向を追求している。大阪市24全区において「未来わがまちビジョン」が住民参加型で作成され、大阪市はこうした取り組みを基礎とした地域プラットフォームの形成を目指している。ここで提案している市民会議は、まさに地域のプラットフォーム機能を担うものであり、大阪市の目指す方向と合致している。
提 言 内 容	・ 新たな住民組織として住民、地縁団体、NPOなど市民活動団体、企業市民および行政が集い、地域の課題、将来像などについて自由に議論し、協働により課題解決に取り組む場である「市民会議」（中学校単位で）を立ち上げる。 ・ これからの地域運営には町内会もNPOも必要なことから、「市民会議」は既存の全ての地域組織やその地域に関連あるNPO等を包含するものとなる。これまで敷居が高く地域活動に参加できなかった新住民も、企業市民も、併せて参画を促す。 ・ 行政（区）と区単位の「市民会議」は、パートナーシップ協定を締結し、行政は「市民会議」で決定された事項の実現へ向けて、支援を行うことを誓約する。 ・ 行政は情報公開を徹底し、「このままの行政システムは続かない」ことを市民に知らせることにより、市民が地域行政への関心を高め、「市民会議」に参画することを促す。 ・ こうした市民会議は東京都・三鷹市などで導入されている。
手 法	・ 市民会議を混乱なく確実に機能させていくため、下図のとおり段階的に取り組んでいく。 ・ まずは、①第1ステップとしてモデル地区において試験的に取り組む。②第2ステップでは、各区において市民会議を立ち上げる。合わせて、区内の中学校区単位「市民会議」を統括する区単位の市民会議を編成する。この段階はまだ立ち上げの段階であり、行政主導で事務局の運営を行うなど行政の支援が必要である。参加メンバーは、事務局主導で決定する。③第3ステップでは、本格運営に移り、参加制限を撤廃するとともに、「市民税1%支援制度」などの事務局機能を担う。

- ・ こうした制度を市民主導で継続していくには、市民の中にコーディネーター役を育成する必要がある。
- ・ 行政は、自らの責務として「市民会議」の事務局および会議スペースを確保するとともに、施設・事務局・会議運営にかかる費用について予算措置を講じて負担する。
- ・ 今やるべきこと、できることについての議論からはじめる。小さなことからはじめ、地道な活動実績を積み重ねることで、住民意識の変化と地域社会の変化を引き起こしていく。
- ・ 「市民会議」への参加者を広く募るため、インターネットで意見提言ができるインターネット参加制度を設ける。
- ・ 「市民会議」の活動を積極的にPRしていくことで、参加者、参加企業の増加、市民活動の活性化を図る。
- ・ 詳細については、別紙「市民会議 詳細」参照

手法

第1ステップ
試験的实施（モデル地区）
運営ルール、運営体制など確定



第2ステップ
各区において市民会議の立ち上げ

- ・ 行政主導で事務局運営
- ・ 事務局主導で参加メンバー決定
《担う機能》
行政参画機能・情報共有化機能・課題解決機能
市民活動のマッチングおよび窓口機能



第3ステップ
市民会議の本格運営

- ・ 会議への参加制限の撤廃
- ・ 市民主導の事務局運営
《担う機能》
第1ステップでの機能
＋以下の施策の事務局機能
「市民税1%支援制度」、「わがまちポイント」、
「コミュニティファンド」
「次世代教育プログラム」

・・・大阪市の企業市民は、積極的に地域運営に参画しよう

企業市民宣言：われわれ、大阪市にある企業とその社員は、大阪の企業市民としての自覚を持ち、地域への貢献を積極的に進めてゆく

宣言意義	・ 大阪市にある企業とそれら企業に勤める社員は、大阪のまちから大きな便益を受けている。そうであれば、これら企業市民にも「市民として自分達のまちの活性化のために果たすべき義務」がある。 ・ 企業市民は、大阪のまち活性化のため、経済面はもとより、行政面、社会面においても積極的に活動に参画すべきである。 ・ 大阪市にある企業は、自らの地域貢献と共にその社員が企業市民として地域貢献を進めることを支援すべきである。 ・ 地元側（町内会、市民活動団体、行政）は、こうした企業市民が持つ情報・資源・活力を積極的に活用すべきである。
現状認識	・ 大阪市には多数の企業とその社員からなる企業市民が存在し、社員の多くは郊外より通勤している。 ・ このため、大阪市には昼夜間人口差が大きいという特徴がある。大阪市に通勤するこれら昼間市民も大阪の活力形成に重要な役割を果たしている。大阪において昼間市民を抜きにした「市民」活動の議論では不十分である。 ・ 企業市民の視点からは事業の場としても、就業の場としても魅力のある、活力のある大阪が望ましい。そうであるならば、自ら積極的に望ましいまちづくりに参画しなければならない。 ・ 企業は近時、持続可能な発展を目指しCSR経営を推進している。このCSRの観点からも、企業は重要なステークホルダーである地域住民ないし地域社会とのコミュニケーションを深め、地域活動に積極的に参加し、地域活性化に貢献しなければならない。 ・ しかしながら、企業社員は仕事中心の生活を送っており、地域問題に関心を持っていないのが一般的である。仮に抽象的な企業市民の認識を持っていたとしても、具体的に、自らがそれぞれの地域における企業市民であるとの認識は薄い。 ・ また、認識ある企業社員も多くは、市民活動に参加したくともその時間を捻出することが難しい。なぜなら、行政活動も、市民活動も平日昼間に行われることが一般的であるから。 ・ もっとも、地域に密着した中小企業には、地域における有力メンバーとして日常地域貢献に努めているものも多い。 ・ 企業は定年退職者を地域社会に送り出しているとも言えるが、企業には彼らを地域活性化の戦力とするべくその準備をさせる責任があろう。現状は準備不足の人が多数派である。団塊の世代の大量退職が始まりつつあり、地域活性化の観点からその受け皿を検討する必要がある。
宣言内容	・ 企業並びに企業に勤める社員は企業市民としての責務を積極的に果たすべきである。 ・ 企業の有する資源（ヒト、モノ、カネ、情報等）は多岐にわたり、量的・質的にも優れていることが多い。これら資源は本業への支障なしに地域社会のためにも活用できる場合がある。 ① 企業は、NPOなどの市民活動に対して資金的支援を提供することができる。 ② 企業は、事業施設（遊休施設に限らず）の開放、貸し出しを行うことができる。 ③ 企業は、組織管理に係る知識・ノウハウ（経理、監査業務など）ある人材を提供することができる。 ・ 企業は、その社員が企業市民としての責務を果たせるように、社員のワークライフバランス（仕事と私生活の両面で充実した生活を送ること）を推進し、研修実施、ボランティア休暇の付与などにより支援すべきである。 ・ とりわけ、間もなく地域社会へ復帰する団塊の世代に対して、その復帰を応援するため、研修実施などで準備活動をさせる。
手法	・ 企業は、ワークライフバランスを推進するため、残業を減らしフレキシブルで多様な就業を認める。 ・ 企業は組織管理の経験・ノウハウある社員を市民会議事務局に派遣する。 ・ とりわけ、団塊の世代を対象にしてシルバー・ボランティア制度を創設、定年退職者および退職予定者を企業市民OBとして地域社会に派遣する。 ・ 市民会議のみならず、大阪から地方へも企業市民OBを派遣する。過疎化、高齢化で人材不足に悩む地方社会で企業市民OBの能力を活用する、言わば広域地域貢献制度である。 ・ （参考）日本政府は国際協力の一環として、シニア・ボランティア（40才以上の専門能力ある人材、企業派遣もあり、途上国に2年程度駐在して協力活動）を発展途上国に派遣していることがある。外国協力のみならず国内協力の必要性がある。 ・ 派遣される企業市民OBの人件費は、企業と受け入れ自治体が共同負担する。

【市民会議活動計画】

活動１：市民活動には、身近な窓口を設け、身近なマッチングを進める
……大阪市民は、もっと自分のまちに関心を持とう

活動意義	- 市民活動に参加する意思をもつ人が、まずアプローチすべき窓口を明確にする。 - 市民活動の場（「市民会議」）にマッチング機能（市場機能）を導入することで、市民活動への参加者を増加させると共に、市民活動への監視機能を働かせる。 - コミュニティにおけるニーズに対応するコミュニティビジネス（社会起業）を推進することで、地域における住民サービスの充実、雇用拡大が図られる。
現状認識	- 大阪市はボランティア情報センターを設置し、「大阪市ボランティア情報ネットワーク」による情報提供および相談窓口の設置を行っている。また、ボランティア活動情報誌「COMVO」を毎月発行している。 - 大阪ボランティア協会では、ボランティア・市民活動を探したい人の検索サイト「ボランティア・市民活動情報ネット KV ネット」を運営し、ボランティア・市民活動に関する情報提供を行っている。 - 社会福祉協議会、婦人会などの地域における各組織も、各種市民活動を展開するにあたって各々が情報提供を行っている。 - しかしながら、市民活動に参加したいのだが、どこにアプローチすればよいか分からないという人が依然として多い。 - 市民活動をより活発化させるためには、市民の身近に市民活動に関する情報のやり取りができる窓口の設置が有効である。
活動内容	- 市民の身近に設けようとする「市民会議」をマッチングの窓口とする。 - 市民活動（社会貢献活動）の支援を必要とする主体（需要）と支援する能力と意思をもつ主体（供給）をマッチングさせる。 - ITを活用（ITにより中学校区単位の情報を区レベルに集約、中間支援団体との情報共有化など）し、地域（区内）における「支援を必要とする主体」と「支援する能力と意思をもつ主体」に関する情報開示を拡大、充実し、マッチングを促進する。 「市民会議」などで地域におけるニーズの把握を行い、それに対応するコミュニティビジネスを立ち上げ、サービスの充実、雇用拡大を図る。
手法	「市民会議」の中に市民活動に関する窓口機能とマッチング機能をもたせる。 「市民会議」事務局を市民活動の窓口とする。 「市民会議」事務局は、①各種団体からの市民活動（社会貢献活動）への協力者募集、②支援を必要とする市民や市民団体から要望事項を受け付けデータベースに入力する。入力された情報は「〇〇区市民会議 ホームページ」上に、「需要リスト」として掲示される。セキュリティの関係上、詳細情報は事務局端末でのみ閲覧可能とする。 需要リストとは別に、支援する能力、意思を持つ市民や市民団体の申し出を受け付け、データベースに支援可能な内容、時間帯などの情報を入力、ホームページに「供給リスト」として掲示する。 「市民会議」事務局は、需要リストに対する参加または支援申し出者の受け付け、需要、供給双方の情報提供およびマッチング機能の強化、促進を図る。「〇〇区市民会議 ホームページ」の作成、データベース管理は区単位で行う。 区単位で需要・供給データを管理 【〇〇区市民会議 ホームページ】 「需要リスト」&「供給リスト」の掲示 【A地区・市民会議事務局】 受付、需要・供給情報入力 マッチングの実施 【B地区・市民会議事務局】 受付、需要・供給情報入力 マッチングの実施 【C地区・市民会議事務局】 受付、需要・供給情報入力 マッチングの実施

手法	・ 「市民会議」事務局は、企業に対し「市民会議」等に関する情報提供を行い協力を求めるとともに、企業が行った協力活動について広報誌において取り上げ公表するなどして、企業の積極的な参画を促していく。 ・ 「市民会議」の場において、前述の市民活動に関する需要リスト情報等を参考とし、地域において求められているサービスについて分析、意見集約を行い新たなコミュニティビジネスにつながるような公共サービスを洗い出す。 ・ コミュニティビジネスの担い手としては、定年退職のシニアが有望であり、三鷹市のシニアSOHOも一手法。予め、専門知識、能力を持ったシニアの登録を受け付け、そのネットワーク力を活かしていろいろな需要（公益的、社会貢献的な仕事）に迅速、的確に対応していく仕組みを整える。 ・ コミュニティビジネスをシニア（定年退職者、団塊世代）と若者（特に社会デビューを期すニート）の雇用の受け皿とすることも有効である。シニアが若者（ニート）の教育指導役を担うことで、シニアの生きがいづくり、ニートの社会参加の双方を実現する。 ・ 合わせて、市民自治推進の一環として、「市民会議」において、公的サービスの質的向上、効率化へ向け、行政が担っているサービスの民間（NPOなど）委託についても議論を行い、行政へ提言していく。 ・ 広報誌により、市民活動の更なる活性化へ向け市民活動の実態のレポート（いきいきと働く若者たちを紹介）、マッチングの成功例の紹介を行っていく。
----	--

活動2：市民（NPO）活動には、「市民税1%」支援制度を導入する

……大阪市をはじめとする行政は、市民（NPO）活動を積極的に受け入れ支援しよう

活動意義	・ 社会貢献、公共の福祉増進に資する事業を行う市民活動団体を資金的に支援する手段を設ける。 ・ 「市民税1%支援制度」は、市民が自ら支払っている税金の用途を選択する制度であり、市民による市民（NPO）活動支援手段となるとともに、納税意識の向上に寄与する。 ・ NPOなど市民活動団体が市民に対してその活動をPRする場となり、市民活動団体と市民の相互理解の場となる。
現状認識	・ 大阪市は、ボランティア団体やNPOを対象とする家賃助成（H13～15年度）、NPOのためのコンサルタントの派遣など、市民活動団体に対する支援を行ってきた。 ・ また、市民活動団体との協働により課題を解決していくモデル事業となるよう市民活動団体から課題解決の提案（事業企画案）を公募、委託していく「公募提案型委託事業」にH18年9月から取り組んでいる。 ・ 大阪における市民活動は伝統もあり、活発な方ではある。大阪市としても上記のとおり支援活動に取り組んでいる。 ・ しかしながら、きめ細かく臨機応変な公的サービスを行うためには、市民活動団体の貢献が不可欠である。そのため、市民活動団体の活動に対する市民の理解を深めるとともに、行政（大阪市）による市民活動団体の受け入れ・支援をもっと幅広く、積極的なものとするのが求められる。 ・ こうした制度は東欧で広く実施されており、わが国では千葉縣市川市で導入されている。 ・ 千葉縣市川市（人口約47万人、納税者約22万人、市民税納税額約300億円）の実績について、18年度は96団体に約15.2百万円、17年度は81団体に約13.4百万円であった。 ・ 札幌市で同様の制度の導入が18年度に検討されたが、費用の問題から見送られた。
活動内容	・ 市民の自主的な活動（ボランティア団体やNPOなど）に対して、個人市民納税者が支援したい団体を選び、個人市民納税額の1%相当額を支援できるもの。 ・ 支援金交付を希望する団体は、活動（事業）計画を市へ提出。審査の上、認められた団体の活動を市ホームページ、広報誌などを通じて市民に広報。こうした情報に基づき、個人市民納税者が支援したい団体を選択する。 ・ 「市民税1%」に加え、企業も支援可能とするよう均等割部分につき「法人市民税1%」支援制度を導入する。それにより企業市民が地域（市民活動）に対して関心を高めるようにする。
手法	・ 区単位の制度とする（区ごとに事務局を置く）。 ・ 市民の支援対象は2団体まで選択可能とすることで、実質的に非納税者である専業主婦も参加可能とする。 ・ 法人の支援対象は納税する区単位で1団体まで選択可能とする。大企業で全ての区に納税している場合は、全区各1団体ずつ選択することとなる。 ・ 対象団体と対象事業に制約を設け、また対象経費は事業遂行の直接経費とし、支援金額に事業経費の2分の1までの上限を設ける。 ・ 審査会を設置しNPOなどの審査体制を構築する（NPOの信頼性向上に資する）。 ・ 千葉縣市川市では、様々な工夫により実施されている（詳細は別添資料参照）。 ・ 運営については、行政の委託を受け、区単位の市民会議の事務局が行う。

活動3：ボランティア活動には、「わがまちポイント（仮称）＋コミュニティファンド」を導入する
……大阪市民は、楽しい市民活動で得をしよう

活動意義	・ 「わがまちポイント」は、市民が市民活動へ参加するインセンティブとして機能させ、地域の活性化、課題解決への取り組みを促進させることを目的として導入する。 ・ 「わがまちポイント」の財源としてコミュニティファンドを設立し、以って寄付文化の醸成に資する。
現状認識	・ 市民活動の歴史ある大阪であるが、大阪市・市政モニター制度のアンケートによると、NPO・ボランティア活動へ参加したことがない人が2／3を占め、非常に低い結果となっている。しかし、NPO・ボランティア活動に関心のある人も64％あり、参加を促進する手立て、後押しの仕組みが必要である。 ・ ボランティア活動は、各自の意思、意欲にゆだねられている。町内会（地域振興会）における諸活動についても、特定の人が参加する傾向にあり、参加人数は限られている。 ・ 地域社会に貢献するボランティア活動への参加を促進し公的サービスの充実を図るためにも、ボランティア活動参加に対しインセンティブを与える仕組み作りが求められる。 ・ 寄付によって社会貢献をしたいと望む市民と、同様の法人に対して、寄付の受付窓口が必要。
活動内容	・ 市民のボランティア活動など社会貢献活動にポイントを与え、市民は自ら稼いだポイントを、地域の「マネー」として利用できる仕組み。このポイントは地域通貨の一種である。 ・ ポイントを獲得できる対象となる市民は、市民活動促進の目的にそって、企業市民である通勤者や通学者をも含むこととする。 ・ 地域通貨は北海道・栗山町、兵庫県・宝塚市など各地で導入されている。
手法	・ 制度構築にあたっては、市民活動の専門家集団である中間支援団体などにコンサルティングを依頼する。 ・ 「わがまちポイント」の管理・運営は区単位の市民会議で行う。 ・ 区単位のポイント制度とする（区ごとに事務局を置き、独自の制度とする）。 ・ ポイントの付与対象、ポイントの利用対象について、工夫をこらす。 （例）ポイント付与対象……ボランティア活動参加、市民会議への参加など ポイント利用対象……介護サービス・防災グッズとの引換え、地元商店街での商品券的利用、行政サービスの対価支払い、企業による提供特典との引換え、レクリエーション・イベントへの参加費としての利用等 ・ コミュニティファンドを市民会議設立の際に設立し、市民（個人）及び企業の寄付を受け付け、「わがまちポイント」の財源とする。 ・ NPOは活動財源に当てるため「わがまちポイント」を稼ぐことが考えられ、また、個人も稼いだポイントをNPO活動に提供することが考えられる。 ・ ポイントの換算レートは、市場の賃金相場と福祉活動促進の趣旨から勘案し、概ね市場の3分の1程度を基準に実施されることが望ましい（運営の際に決定が必要）。 ・ コミュニティファンドの管理は、区単位で管理すると区ごとに偏在化することも考えられることから、市単位で行う。また、各区に人口按分を基準にコミュニティファンド（＝原資）を配分し、配分後の原資の管理は区単位の市民会議で行う。なお、按分の内容・方法等については運営の際に決定し、適宜見直す。 ・ わがまちポイントの利用、流通を促進するため、付与された個人等が直接換金することは不可とする。地元商店等が利用されたわがまちポイントを換金することは可とする。

活動４：次世代に対する、市民自治・社会貢献の教育を進める
……大阪市民は、地域ぐるみで次世代市民を育てよう

活動意義	- 市民の自立と社会参画を推進し、望ましい市民社会を形成していかなければならない。その実現には市民側の長期・持続的な活動・努力を必要とするものであり、現段階では市民に対する「市民教育」が重要な役割を果たす。 - 望ましい市民社会の形成は現世代の責務でもあるが、一朝一夕に実現するものではないことから、次世代に対する「教育」に期待するところが大きい。小・中・高・青年と発達段階に応じた「自立した市民育成」教育が必要である。 - また、定年を迎えつつある団塊世代の地域社会への大量「復帰」が始まろうとしている。彼らを地域社会の戦力として活用する戦略と教育プログラムが必要である。
現状認識	- 大阪市における「市民の自立と社会参画」の現状は、先に見たように、まだまだ十分と言えるレベルには至っていない。レベル・アップのため市民側、行政側において様々な努力がされているところ、子供の頃からの「市民教育」が最も重要であるとの共通認識がある。 「市民の自立と社会参画」のベースになる「他人への思いやり」や「公共精神」は学校、地域、家庭での教育を通して形成されるものである。核家族化が進行し、コミュニティ機能も低下している現代社会では、家庭および地域の教育機能が低下している。 - 従って、学校教育に期待されるところが大きいとともに、家庭およびコミュニティによる教育機能の再生ならびに３者の協働、地域による子育てが求められている。大阪市では３者連携による「地域教育」として、H14年度より「はぐくみネット事業」に取り組んでいる。 - また、小・中・高の学校教育においては、「総合的な学習の時間」を活用し、ボランティア活動など社会奉仕体験活動の促進が図られている（H10年新学習指導要領）。これらの動きを一步推し進め、市民自治の観点を取り入れた、市民のあり方や市民活動の推進についての教育が必要である。 - 高齢社会が進行する中、2007年以降には団塊世代が順次定年を迎えることになる。（企業のリストラにより、その動きは既に始まっているとも言える。）地域社会に復帰するこれら世代は市民活動の新たな担い手としても期待されており、そのための準備が必要である。大阪市や大阪府は団塊世代を対象としたセミナーを開催し始めている。
内容と手法	- 子ども達のための市民教育プログラムの開発と実践 ① 市民のあり方・市民活動に関する教育プログラムの開発と実施。 中学校区単位の市民会議で学校教育プログラム開発のプロジェクト・チームを設けて検討する。 個別市民会議からのアイデアを区単位の市民会議で討議、成案を市・教育委員会に提案。 NPO活動、ボランティア活動の実践者からの生講義をプログラムに含める。 ② 実践プログラムの開発 上記教育プログラムは、市民活動の重要テーマ（福祉、環境、まちづくりなど）に関する実践プログラムを含めたものとする。 学校・コミュニティによる教育と併行して、子ども達には実践としての地域活動に参加してもらうことで、市民活動を根付かせ、更には地域コミュニティ機能の強化を目指したい。 ③ 市民会議参加 上記実践の一つとして、子ども達を市民会議に参加させ、市民による議論のあり方を学ばせる。 - 市民活動に関する地域教育プログラムの開発と実施。 ① 市民活動の主役である現役世代に対する研修プログラム ② 団塊の世代向けには「社会復帰」ガイダンス

市民会議(仮称)の詳細

1. 市民会議の位置付け・概要

(市民会議の目的)

- ・ 大阪市において、市民（住民およびその他ステークホルダー）による地域運営を目指して、「市民会議（仮称）」を立ち上げる。
- ・ 市民会議は、市民が地域において「安全・安心」、「まちづくり」などの諸課題解決に向けて、自ら意見を出し合い、自ら具体的な取り組みを行っていく場とする。
- ・ 当面の間は、「市民自治の基盤作り組織」としての役割を果たしつつ、なるべく速やかに地域運営組織として機能することを目指す。

(市民会議の意義)

- ・ 市民会議は、①これまで欠落していた住民主導で地域の課題を議論する常設の場を提供し、②地域振興会を初め地域に係わる全てのステークホルダーを結集して課題に取り組むこと、③オープンな機関とし、参加制限を設けないこと（ただし、段階を踏む）、を特徴とする。
- ・ 市民会議での決定は、「区民の総意」であるとは認められないが、「区民の総意」形成上に一助をなすものと考えられる。（大阪市では、現在、区政改革（区への権限委譲など）を進めているが、区議会が存在しないため「区民の総意」とは何か、「区民の総意形成」を如何に実現するかが課題となっている。）

(市民会議の構成)

- ・ 中学校区ごとに一つの市民会議（コミュニティレベルの市民会議）を設立する。各区内の市民会議が集まり区単位の市民会議を、また、各区単位の市民会議が集まり市単位の市民会議を編成する。
- ・ 中学校区単位の市民会議（以下「市民会議」という）の構成メンバーは、地域振興会など地縁団体も含め、市民（住民）、NPOなど市民活動団体、企業市民並びに行政機関（学校も含む）など地域のステークホルダー全員からなる。
- ・ 区単位の市民会議には区内各市民会議の代表に加えて、市民会議と同様に原則として全てのステークホルダーが参加できる。
- ・ 市民会議及び区単位の市民会議への参加は自由であり、原則として人数制限は設けない。一定期間ごと（年数回）に参加者を募集する形式をとる。
- ・ 市民会議及び区単位の市民会議は自由参加であるため、その議決権のあり方は別途検討が必要である。

(市民会議、区単位、市単位の役割分担)

- ・ 市民会議では地域の課題、将来像などを自由に議論し、ステークホルダーの協働により地域の課題解決を図る。市民会議の議論のうち区全体での議論が相応しいものは区単位の市民会議に集約、議論される。市単位の市民会議は、市民会議ネットワークの中核として大阪市との協議主体としての役割を担う。
- ・ 各区内の各市民会議は、一定期間ごと（年1回程度）に開催する各区長との対話（タウンミーティング）の実施主体ともなる。

2. 市民会議と行政、議会との関係

(市民会議の行動原則)

- ・ 市民会議は市民自治を追求するものであり、市民の自助、互助を行動原則とする。市民の自助、互助を超える地域課題については行政支援または関与を必要とするが、そうではない課題・事業については、市民会議で自主的に実行していく。

(行政の役割)

- ・ 行政（大阪市および各区）本来の役割は、市民の自助、互助を超える地域課題に取り組み、対処することである。
- ・ 市民会議との関連で行政が先ず果たすべきは、市政に関する情報提供を積極的に行っていくこと、また、情報提供の要請に速やかに対応することである。とりわけ、市の財政状態、現在の地域公共システムの維持可能性など市民活動（市民の自助、互助）の必要性に関わる情報が重要である。

(パートナーシップ協定)

- ・ 行政（大阪市および各区）と市民会議は対等の関係にある。各区役所と各区単位の市民会議はパートナーシップ協定を結び、市民会議で決まった内容については、その実現へ向け行政が支援していくことを予め約束する。
- ・ 市民会議及び区単位の市民会議で決議された事項は、市民（住民）並びに行政（区、大阪市及び関係自治体）に対して報告または提言される。
- ・ 決議事項のうち、行政支援または関与を必要とするものについては、行政はその支援または関与の必要性を検討し、市民会議または区単位の市民会議にその結果を報告する。

(議会との関係)

- ・ 上記事項のうち議会承認を必要とするもの（大阪市の予算措置など）については、行政はその支援または関与の必要性を検討したうえで、議会に提案するか否かを決定する。行政はその結果を市民会議または区単位の市民会議に報告する。

3. 市民会議と地域振興会との関係

(市民活動の現状)

- ・ 大阪市には町内会（地域振興会）の伝統があり、地域住民活動は活発であったが、現在においては地域の高齢化、新住民の町内会不加入などの課題を抱えている。
- ・ 地域には町内会以外にも社会福祉協議会や婦人会など様々な地域団体・組織があるが、各々各自の領域内の活動に止まっている。こうした縦割りの弊害をなくす必要もある。
- ・ 一方で、大阪では新しい市民活動のスタイルであるNPO活動やボランティア活動も活発におこなわれており、これらを支援する中間支援組織も充実している。こうした力をもっと積極的に活用しなければならない。更には地域の重要なステークホルダーである企業市民の持つ活力、資源も積極的に活用していかなければならない。

(市民会議の必要性)

- ・ 市民会議は、前述のとおり①これまで欠落していた住民主導で地域の課題を議論する場を提供し、②地域振興会を初め地域に係わる全てのステークホルダーを結集して課題に取り組むこと、③オープンな機関とし、参加制限を設けないこと、を特徴とする。
- ・ 市民会議は、住民の身近に必要な④地域の情報共有機能、⑤市民活動に対する窓口機能、

⑥地域のニーズとサービスのマッチング機能、を充実していく機関でもある。

- ・ 市民会議と地域振興会は協力関係並びに健康的な競争関係を構築していかなければならない。

4. 市民会議の具体的運営方法

(市民会議の場所)

- ・ 各市民会議は地域の中学校で開催する。区単位の市民会議は各区のコミュニティ・センターで開催する。
- ・ 市民会議には事務局を設置し、公共施設内などに常設の事務所と小規模会議のスペースを確保する。

(市民会議の開催)

- ・ 市民会議および区単位の市民会議はそれぞれ、原則として毎月 1 回開催される。
- ・ 市民会議の開催時間は、参加者による議論の上、参加しやすい時間帯を設定する（平日夜、土日など）。

(事務局)

- ・ 各市民会議の事務局には、事務局長（無給）を置く。区単位の市民会議の事務局には、常勤（有給）の事務局長を置き、区内にある各市民会議・事務局を統括、指導にあたる。
- ・ 事務局長には①全てのステークホルダーを結集しての地域の議論を進めるファシリテーション能力、および②地域の課題を解決へと導くコーディネート能力が必要となる。
- ・ 市民会議および区単位の市民会議の事務局長は公募する。市民会議自体に選考能力が備わるまでの間、行政が市民活動の専門性などを勘案して、選考に当たる。
- ・ 市民会議および区単位の市民会議の事務局には、必要（市民会議が担う機能）に応じて事務局長のほかにスタッフ（有給または無給）をおく。

(事務局の役割)

- ・ 事務局は、①市民会議への参加者を募集、②市民会議の開催・議事進行、③代表並びに幹事の選出（選出そのものは会議全体で行う）、④議事の記録・公開、⑤代表と共に行政を含むステークホルダーとの連絡・交渉、⑥資金管理、を担う。

(参加メンバー募集)

- ・ 事務局が市民会議への参加者を募集する。
- ・ 対象エリア内に居住する市民、事務所をもつ企業・NPO・ボランティア団体などの代表者は自由に参加できる。
- ・ 特に、まちづくりや地域づくりに関して能力、経験のあるキーパーソンを予めリストアップしそれらの人達をメンバーとすることで、市民会議の基盤強化、運営の円滑化を図る。また、そうすることで新たな交流と人的ネットワークの形成が期待できる。

(議論のテーマ)

- ・ 市民会議では自主的な議論が行われるが、立ち上げにあたっては、市民（住民）の関心が高い「地域の安全、安心確保」などが課題として設定し易いものと予想される。
- ・ その後、市民それぞれが課題を持ち寄りメンバー間で議論の上、重要性が高いとされた課題から議論を行っていく。課題およびメンバーが多数になる場合、委員会方式（ただ

し、全体会議で最終決定）など効率的な運営方式を採用する。

（実行活動）

- ・ 全体会議で決定された内容で、市民会議単独で実行可能（行政の公的支援資金を必要としない）なものについては、実行組織を新たに立ち上げ、実行計画を策定した上で実行に移す。
- ・ 行政の公的支援資金を必要とする内容については、委員会、事務局が中心となって行政へ提言を行い、実現へ向けた諸調整を行う。
- ・ 「市民会議」の活動内容についてより多くの市民に理解してもらうため、専門誌の発行など積極的な活動PRに取り組み、参加者の増加、市民活動の活性化に結びつける。

（費用負担）

- ・ 行政は、自らの責務として各「市民会議」の常設事務所、会議スペースの確保を行うとともに、市民会議および区単位の市民会議の施設、事務局、会議運営にかかる費用について予算措置を講じて負担する。

5. 段階的实施

（第1ステップ）

- ・ 第1ステップは市民会議の立ち上げ段階であり、まずモデル地区において試験的に市民会議を開設する。その設立状況、運営状況からのフィードバックを得て、具体的な運営方法（上記の場所、開催、事務局、参加メンバー、テーマ、費用負担など）について確定させる。
- ・ 市民会議は、「市民の自主・自立」をモットーとするが、立ち上げに当たっては行政の支援が必要である。住民自治の発達を支援することは行政の責務でもある。
- ・ 市民会議は全員参加を原則とするが、市民会議が市民に浸透・消化されるまでの間は、運営上の混乱を避けるため参加者を絞るなど段階を踏むこととする。立ち上げ期のメンバーは地縁組織、市民活動団体、企業市民および行政機関からの代表者並びに公募市民とする。

（第2ステップ）

- ・ その後、第2ステップでは、各区において区それぞれの実情に合わせて市民会議を立ち上げていく。区単位の市民会議と中学校区単位の市民会議のどちらから立ち上げるか、一斉に立ち上げるのか順次立ち上げるのか、などは各区の実情による。
- ・ 第2ステップにおいては、行政主導で事務局の運営を行い、市民会議を無用な混乱なく機能させていくため、参加メンバーを事務局主導で絞り込む。地域振興会など地縁団体、NPOなど市民活動団体、企業市民の代表者および公募による一般市民を加え会議を構成する。
- ・ 市民会議が担う機能についても、第2ステップにおいては、行政参画機能、情報共有機能、課題解決機能および市民活動のマッチングおよび窓口機能を形成する。

（第3ステップ）

- ・ 第2ステップが進み、市民会議の運営が軌道に乗った段階で、第3ステップに移行する。第3ステップでは、会議への参加制限の撤廃、市民主導の事務局運営など本来あるべき形へとステップアップさせていく。

- ・ 第3ステップでは、市民会議の議論を経て、区単位で、「市民税1%支援制度」、「わがまちポイント」、「企業市民の参画プログラム」、「次世代教育プログラム」などの施策を導入してゆく。「区単位の市民会議」事務局が、これらプログラム実施の事務局機能を担うこととする。

以上

第1ステップ

試験的实施（モデル地区）
運営ルール、運営体制など確定

第2ステップ

各区において市民会議の立ち上げ

- ・ 行政主導で事務局運営
 - ・ 事務局主導で参加メンバー決定
- 《担う機能》
- ・ 行政参画機能・情報共有化機能・課題解決機能
 - ・ 市民活動のマッチングおよび窓口機能

第3ステップ

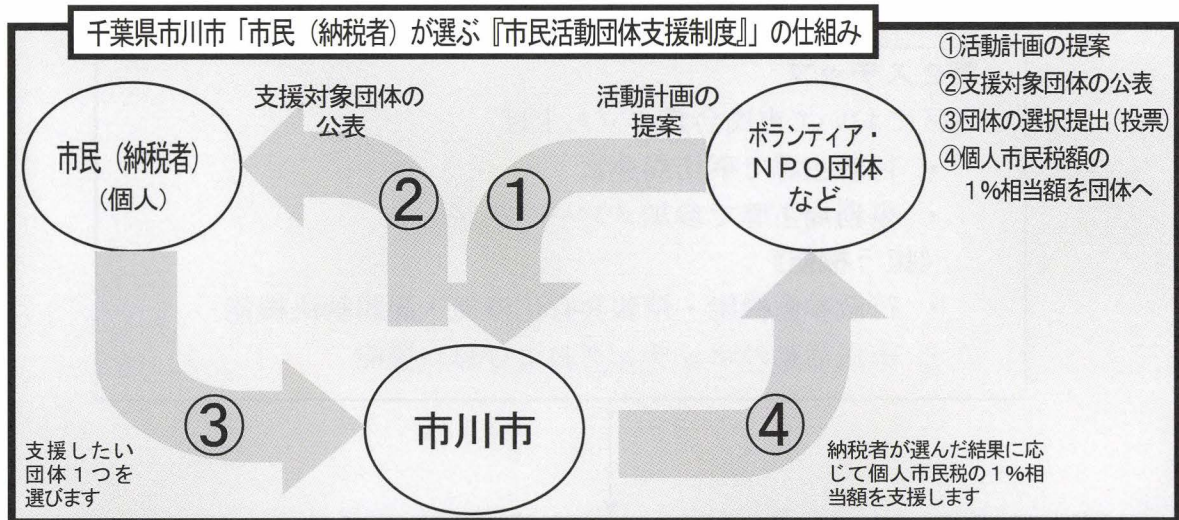
市民会議の本格運営

- ・ 会議への参加制限の撤廃
 - ・ 市民主導の事務局運営
- 《担う機能》
- ・ 第1ステップでの機能＋以下の施策の事務局機能
 - ・ 「市民税1%支援制度」
 - ・ 「わがまちポイント」
 - ・ 「コミュニティファンド」
 - ・ 「次世代教育プログラム」

市川市の1%支援制度について

千葉県市川市における「市民（納税者）が選ぶ『市民活動団体支援制度』、通称「1%支援制度」の概略は、次のとおり。

1. 1%支援制度の仕組み



2. 制度の特徴

- NPOなど市民活動の支援を市民自らが選ぶ（補助金額は市民が決める）
- 納めた税の使途指定ができる
→市民が支える“市民活動”へのステップ

3. 条例

平成16年12月公布「市川市納税者が選択する市民活動団体への支援に関する条例」
「市民（納税者）が選ぶ『市民活動団体支援制度』～あなたの1%の税でサポート！

4. 制度の目的（第1条）

- 納税者意識の高揚
 - ・行政への参加の実感→市民参加の促進
 - ・納税意欲を高める
- 市民活動への支援・促進・活性化
 - ・NPOなどへの財政的な支援
 - ・市民（NPOなど市民活動団体）との協働を促進
⇒新たな公共サービスの提供、拡大
 - ・“市民活動”への市民の理解の促進

5. 対象となる団体（第3条）

- (1) 市内に事務所を有し、市内で活動している
- (2) 会則、規約、定款等を有している
- (3) 申請時に1事業年度以上継続的に活動している
- (4) 法令、条例等に違反する活動をしていない
- (5) 公の秩序又は善良の風俗を害する活動をしていない
- (6) 宗教的活動又は政治的活動をしていない

6. 対象となる事業（第4条）

- (1) 市内で実施すること
- (2) 福祉、環境、文化、スポーツ、青少年育成、その他社会貢献に係る分野のもの
- (3) 営利を目的としないこと
- (4) 市民を主たる対象とすること
- (5) 構成員（会員）のみを対象としないこと
- (6) 市から別の補助金等の交付を受けていないこと

7. 対象となる経費・支援金額

- 対象経費……
あくまで事業遂行のために直接要する経費
団体の維持、運営等に要する経費は対象外とする
- 支援金額……
団体を選択した納税者の個人市民税の1パーセントに相当する額を合計した額
※ただし、事業経費の2分の1が上限

8. 審査会の設置 (第20条)

名 称 : 「市川市市民活動団体支援制度審査会」
構成員 : 学識経験者 4 人 市民 (公募) 3 人
任 期 : 1 年
任 務 : (1) 団体からの申請時 : 3 月
団体・事業の的確性審査
①対象となる団体であるか
②対象となる事業であるか
③対象となる経費であるか
(2) 団体からの変更申請時 : 6 月
(3) 実績報告時

9. 基金の設置 (第21条)

名 称 : 「市川市市民活動団体支援基金」
目 的 : 市民活動団体の活動の支援及び促進を目的に設置
積み立て : 個々の団体の申請額を超えた支援額
納税者が基金の積み立てを指定した支援額
市民や法人等からの寄附

10. 市民 (納税者) の団体選択

- 支援したい団体を 1 団体選び、団体番号を記入する (所定届出書)
- 届出の方法 :
「納税通知番号」もしくは本人確認
郵送 インターネット 窓口 出前受付
・該当キャンペーン
・イベント会場等の受付

11. 申請状況

	17年度	18年度
申請団体数	83 団体	99 団体
申請事業費総額	67.3 百万円	71.7 百万円
団体交付申請額		
総額	29.2 百万円	25.7 百万円
最高	4.0 百万円	1.5 百万円
最低	15,000 円	20,000 円
平均	352,351 円	259,676 円

12. 交付決定額 (第12条)

	17年度	18年度
団体総額	11.2 百万円	11.9 百万円
団体数	81 団体	96 団体
最大	68 万円	64 万円
最小	10,503 円	3,239 円
市民活動団体		
支援機金額	2,174,000 円	3,242,305 円
合 計	13.4 百万円	15.2 百万円

13. 課題

- (1) 制度定着のためにどのように市民へPRしていくか。
- (2) 届出方法をもっと簡便にできないか。
- (3) 納税者以外の方が参加することはできないか。
- (4) 市民活動をより多くの市民が理解し、参加していくようにするためにはどうすべきか。

14. 効果

- (1) 市民活動団体の活動や事業をPRする機会が飛躍的に増加
- (2) 事業の公開、市民への説明を通じ、団体の意識が変化
- (3) 市民活動への理解の促進と地域への広がり及び市民との協働の促進

15. 影響

- (1) 全国の自治体から問い合わせが相次ぎ、類似の制度の検討が始まっている。
- (2) 単なる「活動支援」事業から、「協働」事業の展開に拡大している。

(参考) 千葉県市川市

人 口 : 465,951 人 (2006 年 1 月 1 日)
面 積 : 5.6 km²
納税者数 : 約 22 万人 (納税額 : 約 300 億円 × 1% = 3 億円)
市民活動 : 市民活動団体数は約 300 団体 (市把握)、NPO 法人数 103 法人 (主 82、従 21)

「1%の向こうに見えるまちづくり ～市川市発！市民が選ぶ市民活動団体支援制度～」(筆者：千葉 光行 発行：ぎょうせい) より
以 上

市民の自立と社会参画委員会 平成18年度活動状況

平成18年

6月20日 正副委員長会議

「平成18年度の活動方針について」

7月21日 スタッフ会

「市民の自立と社会参画委員会の具体的活動について」

7月31日 正副委員長会議

「本年度の具体的活動について」

9月 5日 關淳一大阪市長ヒアリング

9月21日 勉強会

「大阪における市民活動の実情と行政の“支援”施策」

講師：(社福)大阪ボランティア協会 理事・事務局長 早瀬 昇 氏

「市民主体のまちづくりの推進に向けて—市民活動団体との協働—」

大阪市 市民局市民活動担当部長

松島 修 氏

10月27日 スタッフ会

「提言骨子(案)についての討議」

11月14日 正副委員長会議

「提言とりまとめに向けた骨子案の検討」

11月28日 常任幹事会に提言骨子(案)を報告し意見交換

平成19年

2月 2日 スタッフ会

「提言(案)についての討議」

2月13日 正副委員長会議

「提言(案)についての討議」

2月20日 常任幹事会・幹事会にて提言(案)を審議

3月19日 提言「『市民の市民による市民のための地域運営』を実現するために、新しい住民組織(市民会議)を立ち上げよう」を記者発表

以上

ヒアリング先

市川市	ボランティア・NPO協働推進課 主幹	寺沢 和博 氏
NPO法人きらっと	代表理事	浦畑 眞一郎 氏
NPO法人		
シニアSOHO普及サロン・三鷹	顧問	堀池 喜一郎 氏
NPO法人		
長堀21世紀計画の会	理事長	成松 孝 氏 他
大阪NPOセンター	理事・事務局長	山田 裕子 氏
大阪経済大学	客員教授	末村 祐子 氏
大阪市教育委員会事務局	生涯学習部市民学習振興課 主任指導主事	宅見 ヒロ子 氏 他
大阪市	市民活動担当 部長	松島 修 氏 他
大阪市浪速区役所	企画調整担当 課長	上田 邦明 氏 他
大阪大学	大学院国際公共政策研究科 教授	山内 直人 氏
大阪府	生活文化部府民活動推進課NPOグループ	
	課長補佐	松葉 一朗 氏 他
サラヤ株式会社	総務本部レッツ・マネジメント推進グループ グループ長	石黒 義啓 氏 他
社会福祉法人大阪ボランティア協会	理事・事務局長	早瀬 昇 氏
難波中北振興町会	会長	古川 義治 氏
難波元町連合振興町会	会長	竹立 威三雄 氏
西日本旅客鉄道株式会社	鉄道本部 営業本部 マネージャー	木村 和昭 氏 他
日本橋連合振興町会	会長	寺下 信男 氏
HUCA・C	代表理事	染川 明義 氏
平野西青少年健全育成会	少年指導委員	今岡 敏夫 氏
三鷹市	企画部企画経営室 室長補佐	伊藤 幸寛 氏
みたか市民プラン21会議	第8分科会 元市民メンバー	宮本 博 氏 他

参考資料

書籍・刊行物

- 社団法人関西経済同友会 都市経営改革委員会、「大阪市は交通局の完全民営化を 19 年度当初より実施せよ」、2006 年 5 月
- 社団法人関西経済同友会 自立・参画社会構築委員会、「人生の複線化で新しい豊かさを創り出そう」、2005 年 5 月
- 社団法人関西経済同友会 地域主権・NPO 委員会、「NPO との協働で真の地域主権社会を実現しよう」、2003 年 5 月
- 筧喜八郎、「中小都市の活性化の現状と課題」、財団法人日本地域開発センター「地域開発」、2001 年 3 月
- 青木康容編、「地方自治の社会学」、2006 年 3 月、昭和堂
- 千葉光行、「1%の向こうに見えるまちづくり」、2005 年 10 月、ぎょうせい
- 京都市教育委員会地域教育専門主事室編、「京都発 地域教育のすすめ」、2005 年 8 月、ミネルヴァ書房
- 滝本佳史編、「地域計画の社会学」、2005 年 4 月、昭和堂
- 佐藤徹、「市民会議と地域創造： 市民が変わり行政が変わると地域も変わる」、2005 年 3 月、ぎょうせい
- 中谷美穂、「日本における新しい市民意識： ニューポリティカル・カルチャーの台頭」、2005 年 3 月、慶応義塾大学出版会
- 島田恒、「NPO という生き方」、2005 年 3 月、PHP 新書
- 皆川豪志、「あの大阪は死んだのか」、2005 年 3 月、産経新聞社
- 丹波元、「大阪力」、2005 年 2 月、PHP 文庫
- 南学、上山信一、「横浜市 改革エンジン フル稼働」、2005 年 1 月、東洋経済新報社
- 震災 10 年市民検証研究会、「阪神・淡路大震災 10 年」、文理閣
- D.ヘントン、J.メルビル&K.ウォレシュ、小門裕幸監訳、「社会変革する地域市民」、2004 年 12 月、第一法規
- 山内直人、「NPO 入門(新版)」、2004 年 5 月、日本経済新聞社
- 石井良一、「ネットワークコミュニティによる地域再生」、知的資産創造 2003 年 9 月号
- 中沢孝夫、「地域人とまちづくり」、2003 年 4 月、講談社現代新書
- 西川芳昭、松尾匡、伊佐淳編著、「市民参加のまちづくり」、2001 年 10 月、創成社
- 日本政策投資銀行 NPO マネジメントに関する研究会、「NPO の資金調達と金融機関の役割」、2001 年 10 月
- 町田洋次、「社会企業家」、2000 年 12 月、PHP 新書
- 世古一穂、「市民参加のデザイン」、1999 年 1 月、ぎょうせい
- 小松左京、「私の大阪」、1993 年 12 月、中公文庫
- はばこういちろう、「日本初の大統領にしたい男」2001 年 4 月、インターメディア出版

ウェブサイト

「大阪市民局」、<http://www.city.osaka.jp/shimin/>

- ・世論調査
- ・市政モニター
- ・大阪市民活動推進懇話会議事録
- ・NPO ボランティア支援制度、大阪市の取り組み

「大阪府・府民意識調査」、<http://www.pref.osaka.jp/koho/yoron/index.html>

- ・府民意識調査結果の概要

「大阪市ボランティア情報センター」、<http://www.osakacity-vnet.or.jp/index.html>

「みたか市民プラン 21 会議」、<http://www.mitaka21.city.mitaka.tokyo.jp/>

- ・第 7 分科会議事録

「市川市・市民参加」、

<http://www.city.ichikawa.chiba.jp/net/kikaku/pabu/sanka.html>

- ・1%支援制度

「横浜市市民協働推進部」、<http://www.city.yokohama.jp/me/shimin/tishin/>

「日本NPO学会」、<http://www.osipp.osaka-u.ac.jp/janpora/index.html>

- ・自治体の NPO 施策

「NPOWEB」、<http://www.npoweb.jp/>

「NTT データ、レポート、コンセンサスコミュニティ」、

http://www.nttdata.co.jp/event/report/backno_cc.html

- ・ここから変える、ここまで変わる。教育の新たな挑戦 福島県三春町
- ・「自治」の新たな世紀へ

「YOMIURI ON LINE 関西発 特集」、<http://osaka.yomiuri.co.jp/tokusyuu/>

- ・大阪市職員厚遇問題
- ・大阪市改革どこへ 他

「河北新報社特集」、<http://www.kahoku.co.jp/spe/spe155/index.htm>

- ・新クニづくり、地方分権を問う

「大阪大学・山内直人教授」、<http://www2.osipp.osaka-u.ac.jp/~yamauchi/>

- ・市民活動インデックスによる地域差測定の試み、「ESP」2003 年 9 月
- ・ソーシャル・キャピタルを地域再生にどう生かすか、『人と国土 21』、財団法人国土計画協会, Volume 31, Number 6, 2006 年 3 月
- ・利己心と利他心「世のため人のため」の動機付けがカギ、「エコノミスト」2006 年 4 月 25 日
- ・ソーシャルキャピタル形成、地域の問題解決力向上、「日本経済新聞」2005 年 9 月 20 日

その他「入手資料一覧」(別紙)参照

以上

入手資料一覧

大阪市

大阪市財政の現状、大都市税財政精鋭確立に向けて、2006 年 4 月
大阪市市政改革マニフェスト(市政改革基本方針)、2006 年 2 月
区政改革基本方針(案)、区役所現場からの「改革宣言」をふまえて 2007 年 2 月
区政改革の取り組み 中間報告、2006 年 9 月市政改革第3回オープンフォーラム
大阪市市民活動推進条例、2006 年 3 月
大阪市地域振興会組織要綱、2002 年 4 月改正
市民主体のまちづくりの推進に向けて、2006 年 9 月開催の「市民の自立委員会」講演会資料
大阪市市民活動推進懇話会、市民活動楽市楽座をめざして、2005 年 6 月
浪速区未来わがまちビジョン、市民まちづくり活動方針、2006 年 3 月
浪速区地域福祉アクションプラン、わたしたちがつくる浪速の地域福祉、2006 年 3 月

大阪府

大阪府行財政改革プログラム(素案)、2006 年 9 月
大阪府NPO協働推進計画、2004 年 4 月
大阪府政・地域貢献企業登録制度、

大阪NPOセンター

コミュニティ・ビジネスモデル事業報告集、2006 年 3 月
大阪NPO通信むすび Vol. 67、68、69
10 周年記念プレ・シンポジウム資料、2006 年 8 月
パンフレット

大阪ボランティア協会

なぜ協働がもとめられているのか、早瀬昇、2006 年 6 月
大阪における市民活動の実績と行政の支援施策、早瀬昇、2006 年 9 月、関西経済同友会での講演会資料
団塊世代のパワーを地域社会に活かすには、大田昌也、2006 年
コミュニティ・ビジネスハンドブック、2005 年 3 月
マスターズ・ボランティアのすすめ
パンフレット

長堀21世紀計画の会

概要、パンフレット

(財)大阪都市協会

大阪の「市民力」、多彩なネットワークでまちづくり

市川市

1%の向こうに見えるまちづくり、ほか 2006 年 9 月入手資料

教育

大阪市教育委員会、小学校区教育協議会－はぐくみネット－事業
大阪市教育委員会、生涯学習ルーム事業
(財)こども未来財団、企業とNPOの子育て支援協働推進セミナー資料、2007 年 1 月

三鷹市

こんな三鷹にしたい、みたか市民プラン21会議活動報告書、2001 年 11 月

みたか市民プラン21、2000 年 10 月

三鷹市における計画策定と市民参加、企画経営室・伊藤幸寛、

協働推進ハンドブック、2006 年 3 月

シニアSOHOの協働起業の仕掛け、2006 年 7 月

協働のまちづくりにシニア参加の道を拓く、「シニアSOHO」の仕掛けと今後の展望、2005 年 8 月

三鷹ネットワーク大学、2005 年 10 月

関西経済同友会

大阪市は交通局の完全民営化を 19 年度当初より実施せよ、2006 年 5 月

大阪・都市ブランド戦略の推進、2006 年 4 月

人生の複線化で「新しい豊かさ」を創り出そう、2005 年 5 月

NPOとの協働で真の地域主権社会を実現しよう、2003 年 5 月

民による日本の再生をめざして、2003 年 3 月

関西活性化のため大阪府と市の統合を、2002 年 2 月

会報 NO. 340、2006.9－10、9 月開催の「市民の自立委員会」講演会記事掲載

第 45 回関西財界セミナー 気概ある国家、志ある企業、2007 年 2 月

同参加者名簿

その他

内閣府国民生活局編、ソーシャル・キャピタル、豊かな人間関係と市民活動の好循環を求めて、

国民生活審議会総合企画部会報告、コミュニティ再興と市民活動の展開、2005 年 7 月

経済同友会、社会変革に挑む NPO には優れた経営者と志ある資金が必要である、2005 年 7 月

経済同友会、憲法問題調査会意見書、2003 年 4 月

経済同友会、個人が主役となる社会を目指して、2002 年 6 月

日本政策投資銀行、地域政策研究、ソーシャル・キャピタルと地域経営、2006 年 10 月

日本政策投資銀行、Policy Planning Note、NPOと金融機関、2001 年 10 月

地域経営ニュースレター、市民の力で地域コミュニティの再生を促す宝塚エコマナーの試み、2000 年 12 月

A Ladder of Citizen Participation、Sherry R Arnstein、1969 年 7 月、ウェブサイトよりダウンロード

CANの理念と実践、アンドリュー・モーソン、日英シンポジウム 2001 報告書

CANの地域における障害者・高齢者への支援活動、ジョン・スモーリー、2003 年 2 月講演会

以上

平成 18 年度 市民の自立と社会参画委員会 正副委員長およびスタッフ名簿

(敬称略)

委員長	山中 諄	南海電気鉄道	社長
副委員長	山本 雅弘	毎日放送	社長
〃	澤木 茂	テクノーブル	代表取締役
〃	田中 成人	田中会計事務所	代表
〃	細川 信義	エンゼル証券	社長
〃	有村 正意	エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西	社長
〃	塚田 博人	大丸	取締役
〃	廣富 靖以	りそな銀行	常務執行役員
スタッフ	森 和之	南海電気鉄道	経営政策室経営企画部部長
〃	小林 敏二	南海電気鉄道	経営政策室経営企画部課長
〃	福地 俊明	南海電気鉄道	お客様サービス部課長
〃	梅本 史郎	毎日放送	経営戦略室室長
〃	藤沢 雅実	毎日放送	経営戦略室局専任部長
〃	澤木 茂豊	テクノーブル	取締役社長室室長
〃	川口 武史	田中会計事務所	事務局長
〃	伊藤 智允	エンゼル証券	引受審査部部長
〃	池上 靖夫	エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西	総務部秘書室主査
〃	窪井 悟	大丸	経営計画本部経営企画部担当課長
〃	桶谷 重雄	りそな銀行	公共法人部アドバイザー
代表幹事スタッフ	有村 英樹	西日本電信電話	総務部企画担当課長
〃	水谷 恒介	西日本電信電話	総務部企画担当
〃	野田 通夫	がんこフードサービス	企画部長
事務局	萩尾 千里	関西経済同友会	常任幹事
〃	斉藤 行巨	関西経済同友会	事務局長
〃	松尾 康弘	関西経済同友会	事務局次長兼企画調査部長
〃	金子 秀一	関西経済同友会	企画調査部副部長

**「市民の市民による市民のための地域運営」を実現するために、
新しい住民組織(市民会議)を立ち上げよう**

2007 年 3 月 発行

発行者	社団法人関西経済同友会
	常任幹事 萩 尾 千 里
〒530-6691	大阪市北区中之島 6 丁目 2 番 27 号
	中之島センタービル 28 階
	電話 (06) 6441-1031
印刷所	株式会社高橋印刷所

ホームページ・アドレス <http://www.kansaidoyukai.or.jp>

